

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

消費者庁食品表示課長  
（公印省略）

### 東北地方太平洋沖地震を受けた製造所固有記号の表示の運用について

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、食料の円滑な供給が最重要課題となっていることから、製造所固有記号の取扱いの特例として、当面の間、下記の通り取り扱うこととしたので、ご承知願いたい。

なお、平成 2 3 年 3 月 1 7 日付け消食表第 1 1 4 号については廃止する。

#### 記

##### 1. 工場（製造所）の変更に伴う特例

食品製造工場の被災や計画停電に伴う稼働時間の短縮等により工場（製造所）を変更するときに、変更前の工場（製造所）で使用していた記号を同じ製造者の他の工場（製造所）又は他の製造者の工場（製造所）で使用する必要がある場合には、新たな記号を届け出なくても、別添 1～3 の届出様式を用いて F A X（F A X 番号：0 3－3 5 0 7－9 2 9 2）により消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、変更前の既存の包材を例外的に使用することができることとした。

この届出により複数の工場（製造所）で 1 つの記号を用いる場合には、どの工場（製造所）で製造されたのかが把握できるよう、ロット番号等で確認できる必要があること。

##### 2. 新たな記号の届出の特例

食品製造工場の被災や計画停電に伴う稼働時間の短縮等により、記号を新たに緊急に届け出る必要がある場合には、別添 4～6 の届出様式を用いて F A X（F A X 番号：0 3－3 5 0 7－9 2 9 2）により消費者庁食品表示課へ届け出ることができることとした。